

# 青森県報

第二千七百七十九号

平成十九年  
五月十四日  
(月曜日)

青森県立自然ふれあいセンター規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成十九年五月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第五十九号

青森県立自然ふれあいセンター規則の一部を改正する規則

青森県立自然ふれあいセンター規則(平成四年七月青森県規則第四十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第三条」の下に「及び青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例(平成十七年三月青森県条例第六号)第六条」を加える。

第三条の次に次の四条を加える。

(使用の制限等)

第四条 知事は、センターを使用する者(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該使用者のセンターの使用を拒み、又はその使用を制限することができる。

一 他の使用者に迷惑をかけ、又はそのおそれがあるとき。

二 センターの施設、設備等をき損し、若しくは汚損し、又はそれらのおそれがあるとき。

三 この規則に違反したとき。

2 知事は、前項に規定する場合のほか、センターの管理運営上支障があると認めるときは、センターの使用を制限することができる。

(原状回復等)

第五条 使用者は、故意又は重大な過失によりセンターの施設、設備等をき損し、又は汚損したときは、原状に復し、又は現品若しくはそれに相当する代価をもって弁償しなければならない。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第六条 青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例第二条の規定により同条に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)にセンターの管理を行わせることとした場合は、指定管理者は、次に掲げる業務を行う。

一 青森県立自然ふれあいセンター条例第二条に規定する業務

## 目 次

### 規 則

### 告 示

青森県立自然ふれあいセンター規則の一部を改正する規則(自然保護課) … 一

障害者自立支援法による自立支援医療機関の指定(障害福祉課) … 二

道路の区域の変更(道路課) … 二

道路の供用の開始(同) … 三

証紙売りさばき人の業務の廃止の届出(出納課) … 三

### 公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告(県民生活文化課) … 三

都市計画事業の認可(都市計画課) … 四

県有地等の売却に係る一般競争入札(警察本部警務課) … 四

右 同(同) … 五

右 同(同) … 六

右 同(同) … 六

### 出 先 機 関

土地改良区の清算人の就任(三八地域局) … 七

## 規 則

## 則

- 二 第四条の規定による使用の制限等に関する事。
  - 三 センターの施設、設備等の維持管理に関する事。
  - 四 その他センターの管理に關し必要な業務
- (指定管理者に管理を行わせた場合の開所時間等)

第七条 青森県指定管理者による公の施設の管理に關する条例第二条の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせることとした場合のセンターの開所時間及び休所日は、第二条第一項及び第三条第一項の規定にかかわらず、第二条第一項に定める開所時間及び第三条第一項に定める休所日を基準として、あらかじめ知事の承認を受けて指定管理者が定めるものとする。これらを変更する場合も、同様とする。

2 指定管理者は、必要があると認めるときは、前項の規定により定められた開所時間を変更し、及び同項の規定により定められた休所日に開所し、又は当該休所日以外の日に休所することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告

示

青森県告示第四百八号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（育成医療及び更生医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

平成十九年五月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

氏 名
所 在 地
担当する医療の種類
指 定 日

院 八 戸 市 立 市 民 病 院	八 戸 市 大 字 田 向 字 毘 沙 門 平 一	耳 鼻 咽 喉 科 に 関 する 医 療	平 成 一 九 〇 一
院 八 戸 市 立 市 民 病 院	八 戸 市 大 字 田 向 字 毘 沙 門 平 一	整 形 外 科 に 関 する 医 療	〃
五 所 川 原 市 立 西 北 中 央 病 院	五 所 川 原 市 字 布 屋 町 四 一	〃	〃
院 八 戸 市 立 市 民 病 院	八 戸 市 大 字 田 向 字 毘 沙 門 平 一	脳 神 経 外 科 に 関 する 医 療	〃
院 八 戸 市 立 市 民 病 院	八 戸 市 大 字 田 向 字 毘 沙 門 平 一	形 成 外 科 に 関 する 医 療	〃
院 八 戸 市 立 市 民 病 院	八 戸 市 大 字 田 向 字 毘 沙 門 平 一	心 臓 脈 管 外 科 に 関 する 医 療	〃
院 八 戸 市 立 市 民 病 院	八 戸 市 大 字 田 向 字 毘 沙 門 平 一	じ ん 臓 に 関 する 医 療	〃
院 八 戸 市 立 市 民 病 院	八 戸 市 大 字 田 向 字 毘 沙 門 平 一	じ ん 移 植 に 関 する 医 療	〃
ク E S T ク リ ニ ッ ク	弘 前 市 大 字 福 村 字 新 館 添 二 〇 一	小 腸 に 関 する 医 療	〃
院 八 戸 市 立 市 民 病 院	八 戸 市 大 字 田 向 字 毘 沙 門 平 一	免 疫 に 関 する 医 療	〃

青森県告示第四百九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十九年六月十三日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十九年五月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

1	国 道 三三三九号	東津軽郡外ヶ浜町字三厩板柳無番から 東津軽郡外ヶ浜町字三厩板柳無番まで	変更の区間	前後別の敷地の幅員	敷地の延長	備考
後	一〇・四・五〇メートルから 一〇・〇・〇メートルまで	後	一〇・四・五〇メートルから 一〇・〇・〇メートルまで	五二二・〇〇メートル		
前	一〇・四・五〇メートルから 一〇・〇・〇メートルまで	後	一〇・四・五〇メートルから 一〇・〇・〇メートルまで	五二二・〇〇メートル		

青森県告示第四百十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十九年六月十三日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十九年五月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

国道 三三三九号	東津軽郡外ヶ浜町字三厩板柳無番から 東津軽郡外ヶ浜町字三厩板柳無番まで	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 関根蒲野沢線	むつ市大字関根字南関根六九の一から むつ市大字関根字南関根二七〇の二〇六まで		一九・五・二四

青森県告示第四百十一号

次の青森県収入証紙の売りさばき人から平成十八年十二月三十一日をもって青森県収入証紙の売りさばきの業務を廃止した旨の届出があった。

平成十九年五月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

売りさばき人の住所及び氏名  
三戸郡階上町大字道仏字横沢五の三  
大里 広一郎

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十九年五月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 申請のあった年月日  
平成十九年四月二十六日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人青森市手をつなぐ育成会
- 三 代表者の氏名  
鳥山 夏子
- 四 主たる事務所の所在地  
青森市本町四丁目一之三
- 五 定款に記載された目的

この法人は、青森市及び周辺地域に在住する知的障がい児（者）と、その家族の福祉を増進すると共に、地域社会に向けた知的障がい児（者）へのノーマライゼーションの普及啓発に関する事業を行い、心豊かなまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

都市計画事業の認可

弘前広域都市計画事業の認可について、平成十九年四月二十七日東北地方整備局告示第八十二号で告示されたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十六条の規定により次のとおり公告する。

平成十九年五月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 都市計画事業の種類及び名称

弘前広域都市計画道路事業（三・三・三号下白銀町福村線）

二 施行者の名称

青森県

三 事務所の所在地

青森市長島一丁目の一

四 事業地の所在

1 収用の部分

青森県弘前市大字松ヶ枝五丁目、和泉一丁目、和泉二丁目、高崎一丁目、高崎

二丁目、城東北四丁目、末広一丁目、境関一丁目及び大字高崎字広田並びに大字

境関字鶴田地内

2 使用の部分

なし

県有地等の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

平成十九年五月十四日

一 一般競争入札に付する事項  
次に掲げる物件の売却

青森県知事 三 村 申 吾

物 建 地 土	所 在 地	目 地	積 積
四一 南津軽郡藤崎町大字榊字亀田二の	四一 南津軽郡藤崎町大字榊字亀田二の	宅 地	二八五・二八平方メートル
木家建	構造	延 面 積	八一・五六平方メートル

二 予定価格

五百三十二万千円

三 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

四 売却する物件を示す場所

南津軽郡藤崎町大字榊字亀田二の四二

五 売却する物件の地積測量図等の書面及び契約条項を示す場所

青森市新町二丁目三の一

青森県警察本部会計課

六 入札及び開札の場所及び日時

1 場所

青森市新町二丁目三の一

青森県警察本部庁舎 八階第二会議室

2 日時

平成十九年六月二十五日 午前十時

七 入札保証金及び契約保証金の額

契約金額（入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額）の百分の五以上に相当する金額

八 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

九 代金の納入期限

契約締結の日から三十日以内に全額納入とする。

十 その他

1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 物件については、平成十九年六月十一日午前十時から、南津軽郡藤崎町大字榑字亀田二の四二において現場説明を行う。

問い合わせ先

青森県警察本部会計課

電話〇一七 七二三 四二二一 内線二二五二・二二五四

県有地等の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

平成十九年五月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物件の売却

土	地	地目	積
所	在	地	積
地	所	宅	一五・一〇三平方メートル
建	在	地	延
物	地	構	面
		造	積
		木	六五・六一平方メートル
		家	
		建	
		平	六・三〇平方メートル
		家	
		建	
		造	
		青	
		森	
		市	
		幸	
		畑	
		三	
		丁	
		目	
		九	
		九	
		三	
		の	
		七	
		の	
		七	

二 予定価格

七百六十六万六千円

（予定価格は、土地及び建物の価格の合計額から建物の解体撤去処分費用を差し

引いたものである。）

三 入札条件

入札金額は、土地及び建物の価格の合計額から建物の解体撤去処分費用を差し引いた金額とする。

土地に定着している建物の解体撤去処分費用については、土地の購入者において負担するものとする。

四 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

五 売却する物件を示す場所

青森市幸畑三丁目九九三の七

六 売却する物件の地積測量図等の書面及び契約条項を示す場所

青森市新町二丁目三の一

青森県警察本部会計課

七 入札及び開札の場所及び日時

1 場所

青森市新町二丁目三の一

青森県警察本部庁舎 八階第二会議室

2 日時

平成十九年六月二十五日 午前十一時

八 入札保証金及び契約保証金の額

契約金額（入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額）の百分の五以上に相当する金額

九 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

十 代金の納入期限

契約締結の日から三十日以内に全額納入とする。

十一 その他

1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 物件については、平成十九年六月十一日午後一時三十分から、青森市幸畑三丁目九九三の七において現場説明を行う。

問い合わせ先

青森県警察本部会計課

電話〇一七 七二三 四二二一 内線二二五二・二二五四

県有地等の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

平成十九年五月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項  
次に掲げる物件の売却

物 建	所 在 地	地	土
		八戸市長根二丁目六の一五	所 在 地
八戸市長根二丁目六の一五	所 在 地	宅 地	地 目
		一六二・四四平方メートル	地 積
木 造	構 造	延 面 積	四・九六平方メートル
二階建	一階八六・二二平方メートル 二階四六・三七平方メートル		
木 造	平家建	四・九六平方メートル	

二 予定価格  
九百五十二万九千円

（予定価格は、土地及び建物の価格の合計額から建物の解体撤去処分費用を差し引いたものである。）

三 入札条件  
入札金額は、土地及び建物の価格の合計額から建物の解体撤去処分費用を差し引いた金額とする。  
土地に定着している建物の解体撤去処分費用については、土地の購入者において負担するものとする。

四 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

五 売却する物件を示す場所  
八戸市長根二丁目六の一五

六 売却する物件の地積測量図等の書面及び契約条項を示す場所  
青森市新町二丁目三の一  
青森県警察本部会計課

七 入札及び開札の場所及び日時

1 場所

八戸市城下一丁目一六の二五

八戸警察署 四階第一会議室

2 日時

平成十九年六月二十六日 午前十時

八 入札保証金及び契約保証金の額

契約金額（入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額）の百分の五以上に相当する金額

九 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

十 代金の納入期限

契約締結の日から三十日以内に全額納入とする。

十一 その他

1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 物件については、平成十九年六月十二日午前十時から、八戸市長根二丁目六の一五において現場説明を行う。

問い合わせ先

青森県警察本部会計課

電話〇一七 七二三 四二二一 内線二二五二・二二五四

県有地等の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。



平成十九年五月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項  
次に掲げる物件の売却

物 建		地 土	
三戸郡南部町大字斗賀字久保田二の四	所 在 地	三戸郡南部町大字斗賀字久保田二の四	所 在 地
木家建造	構 造	宅 地	地 目
一一七・九七平方メートル	延 面 積	五九四・二四平方メートル	地 積

二 予定価格

千三十四万二千円

三 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

四 売却する物件を示す場所

三戸郡南部町大字斗賀字久保田二の四

五 売却する物件の地積測量図等の書面及び契約条項を示す場所

青森市新町二丁目三の二  
青森県警察本部会計課

六 入札及び開札の場所及び日時

1 場所

八戸市城下一丁目一六の二五

八戸警察署 四階第一会議室

2 日時

平成十九年六月二十六日 午前十一時

七 入札保証金及び契約保証金の額

契約金額（入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額）の百分の五以上に相当する金額

八 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

九 代金の納入期限

契約締結の日から三十日以内に全額納入とする。

十 その他

1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 物件については、平成十九年六月十二日午後一時三十分から、三戸郡南部町大字斗賀字久保田二の四において現場説明を行う。

問い合わせ先

青森県警察本部会計課

電話〇一七 七二三 四二一一 内線二五二・二二五四

### 出 先 機 関

土地改良区の清算人の就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十八条第二項において準用する同法第十八条第十六項の規定により、解散した西八戸平土地改良区から、次のとおり清算人の就任の届出があつたので、同法第六十八条第二項において準用する同法第十八条第十七項の規定により公告する。

平成十九年五月十四日

三八地域県民局長 中 島 勝 彦

氏 名	住 所	就任の年月日
中里 寿孝	三戸郡五戸町大字上市川字赤川々原一六の二	平成一九・三・三〇
小向 信一	八戸市大字尻内町字張田四の六	" "
上野 豊治	" " 字正法寺五の二	" "

鈴木 勇	三戸郡五戸町大字上市川字石吞八の一	
若林 茂明	〃 〃 〃 字越戸一三の一	
加藤 浩幸	八戸市大字尻内町字笹ノ沢四八の三	
沢田 良一	三戸郡五戸町大字上市川字上市川四の一	
上野 良吉	八戸市大字尻内町字正法寺九四	
原 清勝	三戸郡五戸町大字上市川字順礼森一九の二	
上野清市郎	八戸市大字尻内町字渡ノ葉一一の一	
窪田長三郎	〃 大字河原木字大谷地一の一	
上村 邦雄	〃 大字尻内町字田端一九の二	
上野松太郎	〃 〃 〃 字正法寺六五	
目澤 喜一	〃 〃 〃 字内田二五の一	
		〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

(発行所・発行人)  
 青森市長島一丁目一番一  
 青森県

(印刷所・販売人)  
 青森市第一問屋町三丁目番七七号  
 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
 定価小口一枚二付十五円一銭